



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会社名 株式会社 山 善
代表者名 代表取締役社長 中田 繞
(コード番号 8051 東証第 1 部)
問合せ先責任者 専務取締役 上席執行役員
管理本部長 掛川 隆司
(TEL 06-6534-3003)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 69 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに業務執行を行わない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 28 条（取締役の責任免除）及び第 37 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、定款第 28 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第 4 章 取締役および取締役会 第 19 条 ～第 27 条 (条文記載省略) (新 設) | 第 4 章 取締役および取締役会 第 19 条 ～第 27 条 (現行どおり) <u>(取締役の責任免除)</u> 第 28 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 <u>第 28 条</u> ～<u>第 35 条</u> (条文記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算 <u>第 36 条</u> ～<u>第 39 条</u> (条文記載省略)</p> | <p>2. <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 <u>第 29 条</u> ～<u>第 36 条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 37 条</u> <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算 <u>第 38 条</u> ～<u>第 41 条</u> (現行どおり)</p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 24 日 (水)

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 24 日 (水)

以 上